

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から同年9月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月から同年9月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで

昭和53年2月に会社を退職し、A市役所B出張所において、厚生年金保険から国民年金への切替を行った。

申立期間①は、私が会社を退職し、自分で国民年金の加入手続を行った時期であるが、加入手続を行いながら保険料を未納のまま放置しているはずがなく、当該期間の保険料は、母親が納付又は申請免除の手続を行った。

また、申立期間②は、当時、毎年、母親が私の国民年金保険料の申請免除の手続を行っており、生活環境に変化が無いにもかかわらず、母親が申立期間②のみ申請免除の手続を行わなかったとは考え難い。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月に国民年金に加入してから、63年12月に第3号被保険者となるまでの全ての国民年金加入期間において、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料の申請免除の手続を行っている。

また、申立人の国民年金保険料の申請免除の手続を行ったとされる申立人の母親は、申立期間①の直前の期間において、自身の保険料の申請免除の手続や追納を行っている上、申立期間①以降の国民年金加入期間においては、保険料を現年度納付していることから、申立期間①及び②当時、国民年金への関心が高かったものと認められる。

さらに、申立期間②について、申立人は、前後の期間を通じて仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立

期間②のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から49年3月まで

昭和49年2月に夫の実家の父親が病で倒れ、夫が家業を継ぐことになり、同年6月にA市からB町へ転居した。

このとき、B町役場の担当者から、私と夫が国民年金に加入していないため加入するよう言われ、同時に過去2年間の未納となっていた申立期間の国民年金保険料についても納付するよう言われた。

このため、私と夫は、夫の実家の両親に申立期間の国民年金保険料を用立ててもらい、遡って一括納付した。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和49年6月頃にB町役場において、国民年金の加入手続を行ったとしているとおり、国民年金手帳記号番号払出簿から、夫婦の国民年金手帳記号番号は、同年6月10日付けで連番により払い出されていることが確認できる。

また、申立人夫婦は、B町役場の担当者から、国民年金の加入手続と同時に、過去に未納となっていた申立期間の国民年金保険料も、一括して納付するよう指導を受けたとしているところ、夫婦とほぼ同時期に同町において国民年金の加入手続を行った国民年金の強制加入被保険者24人のうち、その半数が、国民年金の加入手続と同時に過去に未納となっていた保険料を一括納付していることが確認できる。

さらに、申立人夫婦は、昭和49年6月に国民年金へ加入してから、申立人の夫が、53年3月に厚生年金保険に加入するまでの期間において、国民年金

保険料の未納が無く、保険料を全て現年度納付しており、夫婦の国民年金加入時の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案649

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から49年3月まで

昭和49年2月に実家の父親が病で倒れ、私有家業を継ぐことになり、同年6月にA市からB町へ転居した。

このとき、B町役場の担当者から、私と妻が国民年金に加入していないため加入するよう言われ、同時に過去2年間の未納となっていた申立期間の国民年金保険料についても納付するよう言われた。

このため、私と妻は、私の実家の両親に申立期間の国民年金保険料を用立ててもらい、遡って一括納付した。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和49年6月頃にB町役場において、国民年金の加入手続を行ったとしており、国民年金手帳記号番号払出簿から、夫婦の国民年金手帳記号番号は、同年6月10日付けで連番により払い出されていることが確認できる。

また、申立人夫婦は、B町役場の担当者から、国民年金の加入手続と同時に、過去に未納となっていた申立期間の国民年金保険料も、一括して納付するよう指導を受けたとしているところ、夫婦とほぼ同時期に同町において国民年金の加入手続を行った国民年金の強制加入被保険者24人のうち、その半数が、国民年金の加入手続と同時に過去に未納となっていた保険料を一括納付していることが確認できる。

さらに、申立人夫婦は、昭和49年6月に国民年金へ加入してから、申立人が、53年3月に厚生年金保険に加入するまでの期間において、国民年金保険

料の未納が無く、保険料を全て現年度納付しており、夫婦の国民年金加入時の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間及び54年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで
② 昭和54年7月から55年3月まで

私が20歳になった頃は、A町に住み込みで働いていたが、その後、B市にある実家に戻った。

実家に戻ってからは、母親、兄及び兄の妻と同居しており、私は実家の手伝いをし、家族の国民年金保険料は、母親が全て納付していた。

また、申立期間②当時、私は既に婚姻し、私か夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、今まで未納による督促を受けたことは無い。

国（厚生労働省）の年金記録を確認したところ、申立期間①及び②が国民年金保険料の免除及び未納期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時、実家で申立人の母親及び兄夫婦と同居し、家業の手伝いをしており、申立期間①の国民年金保険料は、母親が申立人及び兄夫婦の保険料を一緒に納付していたとしているところ、申立人の住民票から、申立人が当時、実家で母親及び兄夫婦と同居していたことが確認できる上、申立期間①における兄夫婦の保険料は納付済みとなっている。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間①について、申請免除期間と記録されているが、当時、一緒に家業を営んでいたとする申立人の兄夫婦は、申立期間①中の昭和45年10月27日に36年4月から37年3月までの期間及び39年4月から同年6月までの期間の計15か月について、国民年金保険料を一括して特例納付をしていることから、保険料を納付していた

とする申立人の母親は、当時、納付意識が高かったものと考えられる上、申立人が生活に困窮している状況もうかがえず、申立人のみが免除申請を行ったとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、昭和46年6月に婚姻し、婚姻後は、申立人又はその夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、申立人は、婚姻後の期間において、申立期間②を除き、保険料の未納が無い上、その夫は、国民年金加入期間において保険料の未納が無く、申立期間②の保険料も納付済みとなっていることから、夫婦共に納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間②は、9か月と短期間である上、申立期間②の前後を通じて申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間の国民年金保険料のみを納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。